第13回

データ・AI利活用における留意事項(3)

法の世界とデータ利活用

DDASH-L



瀬領 真悟(競争法) 野々村 和喜(民法) 令和4年7月10日

法の世界とデータ利活用

1

◆ 持ち帰ってほしいこと

きょう紹介する法律の内容・詳細をおぼえてほしいのではない(!)

- 1. データ利活用は、法的にみてどのような危険をはらむのか?
- 2. そうした危険への対処として、どのような考え方のもとで、どのような法制度が用意されているのか?

<u>この大枠(イメージ)をつかんでおくことが、円滑・安全なデータ利活用をできるデータサイエンティストとして不可欠</u>

◆ 取り上げる内容

データ利活用やAI活用によって……

- 1. 個人のプライバシーが侵害される危険
 - 個人情報保護法(2003年制定、2005年全面施行、最新改正2020年)
 - 民事損害賠償責任(平成29年最高裁判決 ベネッセ顧客情報漏えい事件)
- 2. 市場の公正さが損なわれる危険
 - 独占禁止法

- ◆ 個人のプライバシーの法的保護(野々村)
 - 1. プライバシー(個人情報)保護のおおまかな歴史
 - 2. 日本の個人情報保護法の概要
 - 法律の骨格
 - 取扱いが規律される「個人情報」の意味
 - ■「個人情報取扱事業者」が負う義務
 - データ利活用はどのようにして可能か?
 - 3. データ漏えいと民事損害賠償責任
 - プライバシー(個人情報)保護と法的サンクション
 - ① 個人情報保護法違反の刑事責任と、② 外国法の域外適用
 - ③ 不法行為(民法709条)に基づく民事損害賠償責任
 - ベネッセ顧客情報漏えい事件(平成29年最高裁判決)
 - 4. まとめ
- ドビッグデータ・AIと公正な市場(瀬領)

DDASH-L

個人のプライバシーの法的保護

3

◆ プライバシー(個人情報)保護のおおまかな歴史

Liberty(自由)



Dignity(人間の尊厳)

EU基本権憲章8条(個人データの保護)

1. Everyone has the right to the protection of personal data concerning him or her.

2016 Cambridge Analyticaスキャンダル



2018 CA消費者プライバシー法(CCPA) 2020 CAプライバシー権利法(CPRA) US連邦レベルの立法も議論中……

1995 EU個人データ保護指令

*Googleスペイン事件・欧州司法裁判所判決(2012) right to be forgotten(忘れられる権利)

2016 EU一般データ保護規則(GDPR)

2003 日本・個人情報保護法制定

日本国憲法 13条(幸福追求権)

べて国民は、個人として尊重される。生命、自由 及び**幸福追求に対する国民の権利については、**公共 の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、 最大の尊重を必要とする。

1890 ウォーレン&ブランダイズ論文

▶▶ right to be let alone(平穏生活権)

1960s コンピュータ時代の幕開け

1968 チャールズ・フリード論文

▶▶ 自己情報コントロール権

1970s 世界的にデータ保護立法の黎明

1980 OECDガイドライン(プライバシー8原則)

1. 収集制限

4. 利用制限

5. 安全保護措置

2. データ内容の正確性

6. データ取扱いの公開 7. 個人参加(確認・異議権)

3. 目的の明確化

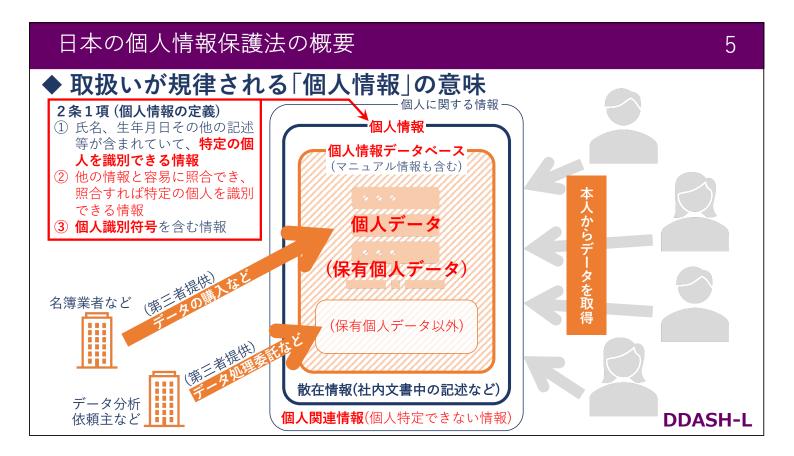
8. データ管理者の責任

◆ 法律の骨格

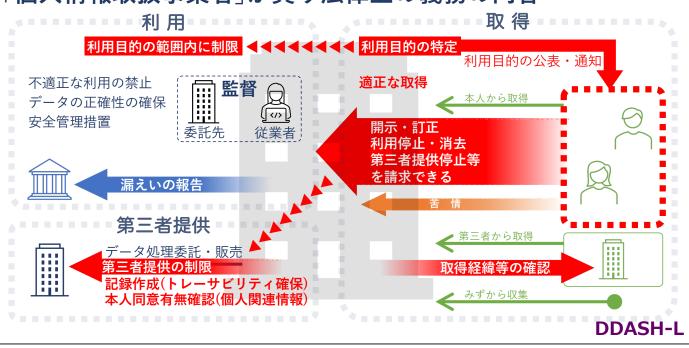
個人情報保護法1条(目的)

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、……個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。





「個人情報取扱事業者」が負う法律上の義務の内容

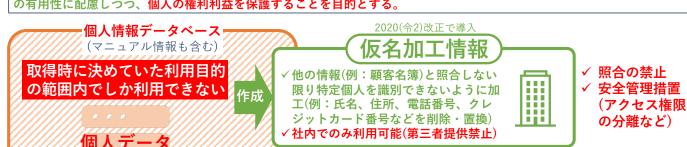


日本の個人情報保護法の概要

データ利活用はどのようにして可能か?

再揭-個人情報保護法1条(目的)

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、……<mark>個人情報の適正かつ効果</mark> 的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報 の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。



作成

個人データ

(保有個人データ)

(保有個人データ以外)

2015(平27)改正で導入

匿名加工情報

✓特定個人を識別できないように加工 (例:氏名、住所、電話番号、クレジッ トカード番号などを削除・置換) ✓識別可能に復元できないように加工

✓本人の同意なしに第三者提供が可能



分析委託

データ漏えいと民事損害賠償責任

・プライバシー(個人情報)保護と法的サンクション

個人情報

保護委員会

勧報指 告告導

がおり



Facebookアイルランド 6000万

① 刑事責任

個人情報保護法違反の場合に、 取扱事業者(法人)に課されうる刑事罰

命令違反 罰金1億円以下 罰金1億円以下 不正提供 罰金50万円以下 虚偽報告

③ 民事責任

ライバシー侵害を理由

とする損害賠償請求



DDASH-L

9

データ漏えいと民事損害賠償責任

9000万

6000万

◆ベネッセ顧客情報漏えい事件(最高裁平29・10・23判決-判時2351号7頁)

顧客情報 3500万件余 (のべ2億件超)

Google LLC

Googleアイルランド

子どもの 保護者の

氏名

France

France

France

- 氏名
- 性別
- 生年月日
- 住所
- 郵便番号
- 電話番号



民法709条(不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって**他人の権利または法律上保護される利益を 侵害**した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

伝統的な「プライバシー」の理解:

通常人ならば他人に知られたくないであろう私生活上の事 実をみだりに公開されない権利(平穏生活権)

侵害を理由

る損害賠償請求



名簿業者

′ 不正に持ち出し 名簿業者へ売却



高等裁判所は、漏えいした情報の秘匿性が低く、不快感・ 不安感を抱く程度では「プライバシー侵害」とまではいえな いとして原告の請求を退けたのに対して、

最高裁判所は、「本件個人情報は、原告のプライバシーに 係る情報として法的保護の対象となる」として、秘匿性が 低い個人情報の漏えいもプライバシー侵害になるとした。

◆ まとめ‐未来のデータサイエンティストへ

- 1. プライバシー(個人情報)の保護は、憲法に基礎付けられた「人間の尊 厳」、人が望むように生きられるための自己情報コントロール権を守 るためのもの
- 2. 個人情報は、本人が納得した利用目的の範囲、第三者提供の範囲で のみ許される。本人によるコントロールがすみずみまで及ぶ仕組み になっている
- 3. そのうえで、「匿名加工情報」、「仮名加工情報」の仕組みによって、 有益なデータ利活用が促進されることが期待されている
- 4. 不適切な個人情報の取扱いによって課されうる法的サンクションは、 きわめて重い。個人情報漏えいに関して、民事損害賠償責任も認め られる方向に展開している
- 5. データサイエンティストは、これからの経済社会の発展にとって不 可欠の人材である